

一三世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧と文書利用

——王権・都市・異端審問の対立と交渉の諸相——

図 師 宣 忠

【要約】

異端審問の導入とフランス王権による統治の開始という新しい状況に直面する一二世紀の都市トゥールーズにおいて、「異端」はどのように扱われたのか。本稿では、一二世紀前半における異端審問官と都市民の間の「異端」問題をめぐる対立の事例、およびこうした過去の「異端」問題を理由に今度は国王役人によって財産没収の危機にさらされた都市民たちが国王に嘆願をなし、国王フィリップ三世の特許状を引き出したという一二世紀後半の事例を、文書利用という観点から検討していく。その結果、異端審問官が「異端」の追及・断罪のために残した判決記録が、のちに国王役人によって都市民を赦すための「証拠」として用いられていたという興味深い事実が明らかになった。異端審問官は「異端」追及の手段として、一方で王権も被治者の体系的な把握のために、それぞれに効率的な文書利用を展開していくが、テキストの参照あるいは「証拠」としての記録の利用といった一二世紀における実践的な文書利用のあり方が、王権・異端審問と都市が取り結ぶ関係の一端を照らし出してくれるのである。

史林 九五巻一号 二〇二二年一月

はじめに

「異端の母、誤謬の頭」たる都市トゥールーズ^①——一二世紀後半のある教皇特使によるこの形容は、一二世紀のトゥールーズが経験する「苦難」を予兆するものとなる。地中海と大西洋とを結ぶ交通の要衝として発展を遂げた南フランス都

市トゥールーズは、市政役人コンシユルのもとに統一された「自治都市」として、一二世紀末から一三世紀初頭にかけラングドック地域の主要都市のなかでもっとも「自由と自治」を享受した都市であったが、「異端」根絶を目指したアルビジョワ十字軍での「敗北」を契機に、南フランスは王領に組み込まれることになり、都市トゥールーズの「自由と自治」は終わりを迎える。このような従来のトゥールーズ都市史における概説は、近年では読み替えの対象となっており、都市がおかれた状況に即して実態を明らかにすることが求められている。それでは、一三世紀の都市トゥールーズが辿ることになる変化とはいかなるものであろうか。

中世南フランス社会は一三世紀半ばを境にじつにさまざまなレベルで変化の局面を迎える。フランス王権による南仏統治の開始、それと相俟った実践的な文書利用の進展、ローマ法の教育と法律家の養成、異端審問の創設と展開――。こうした背景のもとで王権・異端審問・都市がいかなる関係を取り結んでいくのか。都市を結節点として取り結ばれるこれらの諸関係について、都市トゥールーズを対象として考察することが本稿の目標である。具体的には、一三世紀前半に異端審問官と都市民との間で繰り広げられた「異端」問題をめぐる対立の事例、およびその後、そうした過去の「異端」問題を理由に国王役人によって財産没収の危機にさらされた都市民たちが国王に嘆願をなし、結果として国王フィリップ三世の特許状を引き出したという一三世紀後半の事例を、文書利用という観点から検討する。

こうした問題に取り組むにあたって、南フランス都市、国王統治、異端審問という三つのテーマに関する研究動向に留意しておく必要がある。これらの諸研究は、いずれも重厚な研究史をもつが、まずは各研究状況を概観し、本稿が目指すポイントを明確にしておきたい。

かつての西欧中世都市史は、都市を「自由と自治」の砦として捉え、反封建制あるいは反領主制の拠点として描いてきた。南フランス都市史でも、北仏のコミュニケーション都市との比較を念頭に、コンシユラ都市における自治制度の解明が目指され、領主から権力を勝ち取って「自由と自治」を享受する自治都市の姿が類型化されてきた。こうした自治都市論の研究

が南フランス都市史の大きな潮流となっていたために、トゥールーズの都市史では王権による統治が開始される一三世紀半ば以前に対象時期を限定する研究が多くを占めてきた。^②一方、近年の諸研究は、都市を中世社会に内在する不可欠の構成要素と捉え、封建社会や領主支配の重要な要素とみなしており、ここでは従来の自治都市論は解体されている。ただし、これらの研究は「封建的諸構造」の解明を目指すものであるため、対象時期はやはりいずれも一三世紀半ば以前に設定されており、国王統治が始まる一三世紀半ば以降とのつながりは不明確である。^③つまり、一三世紀を通じて都市トゥールーズが上位権力（トゥールーズ伯／フランス王権）といかなる関係を取り結んでいくのかについて、具体的な検討が十全になされているわけではない。

一方で、南フランスにおける国王統治に関する研究は、一三世紀をどのように捉えてきたのか。一九世紀以来、南フランスの王領編入と王権の統治の問題については、国王代理たる地方官による上からの支配の押し付けが強調されてきた。これらの研究は、アルビジョワ十字軍での南フランスの「敗北」の結果として、支配―被支配をあたかも所与のものとして受けとめ、王権の南仏への浸透を半ば自明視してきたのである。実際、そこでは王権による支配の貫徹が不可逆の流れとして指定されており、とくにアルフォンス・ド・ポワティエが在地の諸特権を次々と削減していった点は「絶対主義」的な「中央集権化」と評され、強圧的な支配の浸透という理解がなされていた。^④もちろん王権の行政制度や官僚制の整備に関する質の高い個別の実証研究はなされているが、国王統治の進展という点に関しては、前述のような図式的な理解が先行しており、個別具体的な関係を見ていくことが肝要である。この点で、王権と在地社会とのいわば「弁証法的な相互作用」のあり方を検討する近年の諸研究は、本稿にとって議論の糸口となる。^⑤これらの研究に多くを負いながら、一三世紀の都市トゥールーズが王権と取り結ぶ関係の特質を抽出したい。^⑦

ところで、一二三〇年代以降、ローマ教皇によって全権委任された托鉢修道士たちが異端訴追に特化した司法手続きを進めていく。「異端的邪惡に対する審問」(*inquisitio heretice pravitatis*)、いわゆる「異端審問」の始まりである。一二世紀

半ば以降のカタリ派の蔓延に端を発したアルビジョワ十字軍（一二〇九—一二九一年）から、異端審問の創設と展開（一二三〇年代—一三三〇年代）にいたるまで、そのすべての局面で主要な舞台となったのが南フランスであった。じつは一九六〇年代から七〇年代にかけての史料批判の展開は、こうした異端審問研究の分野にも大きな影響を及ぼし、異端審問記録という史料が有する権力性に目を向けさせた。^⑧ その結果、異端審問記録の内容は果たして実態を示しているか否かという問題が提起されることになる。^⑨ 審問記録をいかに読むかが重要なポイントとなるなかで、「異端とは何であつたか」という問いから「異端がどのように扱われたか」という問いへと関心がシフトしてきたと言える。^⑩ とくにテキストと「異端」の抑圧という問題系は、近年の異端研究、異端審問研究において注目されているテーマであるが、異端審問の歴史は、南フランス社会と緊密に交錯した政治的・宗教的な諸要素の複雑な変化という観点から多角的・総体的に捉える必要性がある。そこで、本稿ではこれまであまり扱われることのなかった、「異端」ではない人々をどう捉えるか、という点にも着目したい。そして、以上のような国家形成、異端審問、都市という三つの研究領域を有機的に接合するために、その焦点として都市における「異端」問題の扱いを設定することにしよう。

検討を進める上でとくに重視したいのが、文書の役割という観点である。都市トゥールーズは、文書利用という点に関して南仏の他都市に比して質・量ともに充実しており、文書利用が進展していく一三世紀に記録がどのような位置を占めていたかを知るには格好の素材を提供してくれる。一三世紀都市トゥールーズにおいて異端審問がどのように受け止められていたか。「異端」問題は都市—王権関係にいかなる影響を及ぼし、そこで審問記録はどのように利用されていたのか。都市と異端審問、都市と王権との関係構築の実相を、都市による対立と交渉のプロセスを通じて確認していきたい。

以下では、まず（一）議論の前提として、南フランスにおける異端審問の創設・展開と王権の浸透に関して概略を確認した上で、（二）都市民による異端審問官への暴行事件を取り上げ、都市が異端審問をどのように受け止めていたかを整理する。そして（三）都市—王権関係の検討に向けて、「異端」のかどで財産を没収された都市民（あるいはその代理人）

による国王への嘆願と国王からの恩赦という事例を分析する。最後に(四)一三世紀における王権による広域的支配の展開と文書利用のあり方の連関、および都市による嘆願と王権の調査のプロセスを確認すること。(三)の事例を同時代に都市と王権との間でもまぎれに取り結ばれた諸関係のなかに位置づけたい。

- ① 教皇特使アンリ・ド・ブルシ書簡(一一七八年)° J.-P. Migne, *Patrologia Latina*, t. 204, c. 236, «mater haereticis et caput erroris».
- ② R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse et les sources de son histoire (1120-1249): étude historique et critique suivie de l'édition du cartulaire du consulat* (Toulouse, 1932). J. H. Mundy, *Liberty and Political Power in Toulouse, 1050-1230* (New York, 1954); id., *Society and Government at Toulouse in the Age of the Cathars* (Toronto, 1997); 藤沢阿茶「中世南フランス史研究の動向——露城と露城の時代など」四二『露城府都市を中心として』【史料・雑誌】六六編三号、一五五―一五七頁；四六―六五頁；六六編四号、一九五―一九七頁；一〇一―一〇四頁。
- ③ H. Debax, (éd.), *Les sociétés méridionales à l'âge féodal (Espagne, Italie et sud de la France Xe-XIIIe siècles): Hommage à Pierre Bonnassie* (Toulouse, 1999); id., *La féodalité languedocienne XIe-XIIIe siècles: Serments, hommages et fiefs dans le Languedoc des Trencavel* (Toulouse, 2003); L. Macé, *Les comtes de Toulouse et leur entourage XIe-XIIIe siècles* (Toulouse, 2000).
- ④ A. Molinier, Étude sur l'administration de Louis IX et Alfonso de Poitiers (1226-71); dans : *Histoire générale de Languedoc*, t. 7 (Toulouse, 1879), pp. 462-570 (以下『HGL』と略す); id., 'La Commune de Toulouse et Philippe III. Bibliothèque de l'École des Chartes 43 (1882), pp. 5-39; A. Fliche, 'L'état Toulousain', dans :
- Histoire des Institutions Françaises au Moyen Âge*, t. 1, *Institutions Seigneuriales* (1957), pp. 71-99; P. Belperron, *La Croisade contre les Albigeois et l'union du Languedoc à la France (1209-49)* (Paris, 1942).
- ⑤ Y. Dossat, *Evolution de la France méridionale, 1249-1328* (London: Variorum Reprints, 1989). J. R. Strayer, *Les gens du justice du Languedoc sous Philippe le Bel* (Toulouse, 1970).
- ⑥ T. N. Bisson, *Assemblies and Representation in Languedoc in the Thirteenth Century*, (Princeton, N.J., 1964); J. B. Given, *State and Society in Medieval Europe: Guyonard and Languedoc under Outside Rule* (Ithaca, N.Y., 1990). 以下、近年の重要な業績として、*ルンペン・ジュンク地域を象徴する国王統治の実態に迫る*と向井伸哉「ルンペン・ジュンク地方における国王統治」『西洋中世研究』二〇、二〇一〇年、九九―一七頁、また西フランスを対象としたものについては、一三世紀における都市―王権関係を分析した大宅明美著『中世盛期西フランスにおける都市と王権』九州大学出版会、二〇一〇年、参照。
- ⑦ フランス王権と都市・カウールズとの関係については、トゥールーベのコンシヤルが王権に対して自治の維持のためにこつた戦略を扱った次の文献を参照。Ch. K. Gardner, *Negotiating Lordship: Efforts of the Consulat of Toulouse to Retain Autonomy under Capetian Rule (ca. 1229-1315)*, dissertation to Johns Hopkins University, (not

published, 2002).

- ⑧ 代表的な成果として、C・ギンズブルグ（杉山光信訳）『チーズとうじ虫——六世紀の一分挽屋の世界像』みすず書房、一九八四年（原著：一九七六年）；N・Z・デーヴィス（成瀬駒男訳）『マルタン・ゲールの帰還——六世紀フランスの偽亭主事件』平凡社、一九八五年（原著：一九八二年）。

- ⑨ E・ル・ロワ・ラデュリ（井上幸治・渡辺昌美・波木居純一訳）『モンタイユ——ビレネーの村 一二九四—一二三四（上）（下）』刀水書房、一九九〇年、九一年（原著：一九七五年）に対しても、なされた批判はその一例である。N.Z. Davis, *Les contours de Montailion (note critique)*, *Annales Economie, Société, Civilisation* 34 (1979), pp. 61-73; G. Henningsen and J. Tedeschi (eds.), *The Inquisition in Early Modern Europe, Studies on Sources and Methods* (Dekalb, Illinois, 1986). また、カタリ派研究のひとつの到達点を示すものに、渡辺昌美『異端カタリ派の研究——中世フランスの歴史と信仰』岩波書店、一九八九年；近年の研究動向を的確に捉え、新しい方向性を示す近著として、小田内隆『異端者たちの中世ヨーロッパ』NHK出版、二〇一〇年。

第一章 異端審問の展開とフランス王権の浸透

アルビジョワ十字軍後の南フランスは、二つの新しい権力に遭遇する。第一に、新しい裁判の仕組みである異端審問が導入され、第二に、それまでほとんど接触のなかったフランス王権による統治が開始されるのである。そこで本章では、異端審問の南フランスへの設置・展開を概観するとともに、トゥールーズ伯領が王権と関わりを深めていく過程を追うことで、本論の前提となる情報を整理しておくことにする。

- ⑩ ただし近年では、言語や権力についてのポストモダン理論の発展を受け、「異端」を「創り出された」ものとして捉える傾向が過度に強まっているように思える。M. Zerner (ed.), *Inventer l'hérésie? Discours polémiques et pouvoirs avant l'inquisition* (Nice, 1998); J. H. Arnold, *Inquisition and Power: Catharism and the Confessing Subject in Medieval Languedoc* (Philadelphia, 2001); M. G. Pegg, *The Corruption of Angels: The Great Inquisition of 1245-1246* (Princeton NJ, 2001). たしかにこうした「異端」運動を脱構築する研究には示唆的な部分も多いが、なかにはC・ブルスキの言うように、「素朴な実証主義」よりも「徹底的な懐疑主義」よりも「真ん中の立場」を、その建設的でない。C. Brusch, "Magna diligentia est habenda per inquisitionem": Precautions before reading Doat 21-26, in C. Brusch and P. Biller (eds.), *Texts and the Repression of Medieval Heresy* (Woodbridge: Rochester, 2003), pp. 81-110; C. Brusch, *The Wandering Heretics of Languedoc* (Cambridge, 2009). また、以下も参照。J. B. Given, *Inquisition and Medieval Society: Power, Discipline, and Resistance in Languedoc*, (Ithaca & London, 1997).

(一) カタリ派の拡大と異端審問の創設・展開

二元論異端とされる「カタリ派」は、一一七〇年代までにラングドック社会に地歩を築いていた^①。この地域では、権力と世俗権力の間で土地や権利をめぐる紛争が絶えなかったこともあり、異端が地域の権力ネットワークと密接に結びつくことで勢力を拡大することができたとされる。とりわけ異端が濃密に展開していた地域とされるのが高ラングドックの一角である。つまり、アルビとカルカソンヌとトゥールーズを結ぶ三角形、あるいはこれにフォワを加えてできる四辺形が囲む地域、または、トゥールーズとカルカソンヌを結ぶ軸、あるいはトゥールーズを要として東に開いた扇形を中心とした地域で異端の拡大が確認される。いずれにせよ、冒頭で見たように教皇の目には都市トゥールーズが異端の展開の中心的な位置を占めると映っていたのである。

トゥールーズの都市領主でもあるトゥールーズ伯は異端追及には消極的であり、在地の中小貴族の多くはカタリ派支持者であるか、彼らに寛容な態度で接していた。こうしてカタリ派は一二世紀末から一三世紀前半にかけてピークを迎え、カトリック教会の一大脅威となっていく。これに対して教皇は教会会議や使節を通じて、またシトー会修道士の説教を奨励することによって、ラングドックへの介入を本格化していくことになる。教会側の対策が、教皇インノケンティウス三世の時期に一段と強化されていくなか、一二〇八年、教皇特使ビエール・ド・カステルノーがローヌ河畔で殺害されるといふ事件が起こる。下手人がトゥールーズ伯の家臣と信じられるに及んで、事態は切迫の度を増していく。インノケンティウス三世はフランス国王フィリップ・オーギュストの抗議を排してトゥールーズ伯以下異端幫助者に対するアルビジョワ十字軍を宣布するのである。おもに北フランスの騎士からなる十字軍は、一二〇九年七月、ベジエにて空前の大虐殺を繰り広げた後、八月にはカルカソンヌを開城させる。ここで十字軍の俗人統括者としてシモン・ド・モンフォールが選任され、これ以降、カルカソンヌが彼らの拠点となる。南フランスに常駐する騎士はシモン以下ごく少数で、季節ごとに来

援する兵力によつて十字軍が構成されていたため、カルカソンヌから周辺地帯に出撃を繰り返し、制圧圏を拡げていくという方策が取られた。ミュレの合戦（一二二三年）で、アラゴン王ペドロ二世とトゥールーズ伯レーモン六世の連合軍を粉砕し、不動の地歩を築いたかと思えたシモンも、トゥールーズ包囲戦の最中に戦死する（一二一八年）。教皇庁が維持しきれなくなった十字軍はフランス国王ルイ八世に受け継がれ（一二二六年）、この騒乱は結局フランス王権の進出という結末を迎える。モー・パリ条約（一二二九年）はそれを決定づけるものであった。

アルビジョワ十字軍は異端討伐戦である以上に、対現地領主戦であったとされるように、そもそもは異端討伐の十字軍として提唱されたにもかかわらず、徐々に北フランスの諸侯たちによる領地奪取という世俗的な要素を強めていった。その結果、長期にわたる十字軍にもかかわらず異端は健在であったため、一二三一年二月教皇グレゴリウス九世は異端審問の設立を定める。これは旧来の司教権限に属した教会裁判とはまったく別種の手続きによる、教皇直属の特設法廷である。従来の司教による異端の裁判は、中世初期からの裁判一般の連続と同様に、告発者と被告との対抗を前提とする告訴による（*per accusationem*）裁判であり、告訴人がいて初めて成立するものであった。これに対して、異端審問は審問による（*per inquisitionem*）裁判であり、審問官が職権で審理に付して判決を下すというものである。すなわち、ある人物に対して、犯罪の容疑事実が充分なものであれば、告訴人がいなくても、管轄権をもつ当局によつて裁判が執行されるのである。これ以降は、これまで教会の異端対策を率いてきたシトー会に代わつて、ドミニコ会が異端追及に關してほぼ独占的に管掌することになる。実際、ドミニコ会（説教者修道会 *Ordo fratrum Praedicatorum*）は、カタリ派の拡大に危機感を覚えたドミニコ・デ・グスマンによつて一二〇六年に設立され一二一六年に教皇ホノリウス三世によつて認可された托鉢修道会であった。ラングドックでは、一二三三年四月に異端審問官の活動が始まると異端者たちの活動の余地は徐々に失われていき、一二四四年、カタリ派最後の拠点であるモンセギュールの砦も攻略される。こうしてラングドックのカタリ派は徐々に地歩を失っていき、一四世紀はじめにピレネー地方のアリエージュで確認されるのを最後に姿を消すことになる。

(二) 王権の南フランスへの進出

異端根絶に向けて教皇インノケンティウス三世によって提唱されたアルビジョワ十字軍は、結果的には、当初十字軍の発進そのものに異を唱えたフランス王権による南フランス進出という形で完結することになった。このアルビジョワ十字軍の終結時に結ばれたモー・パリ条約(一二二九年四月二日)^②の規定によって、伯領の東部が王権に譲渡され、伯レーモン七世の唯一の相続人である娘ジャンヌと国王ルイ九世の弟アルフォンス・ド・ポワティエとの結婚が取り決められている。ただし、このときは、レーモン七世は贖罪の行為(修道院の支援、伯領における異端の継続的な追跡、聖地での十字軍への参加など)を課される一方で、死ぬまでの残りの期間、伯領を含む所有地のうち西部の領域の維持は認められている。こうして王権に忠誠を誓ったレーモン七世は、残された伯領の集権化を徐々に進めていく。この時期は、ラングドックの東部で国王統治が開始される一方で、トゥールーズが位置する西部はトゥールーズ伯のもとにあり、まだ王権との関わりはそれほど強いものとはなっていない。

その後、レーモン七世が結局男子相続人を残すことなく一二四九年に死亡したため、その娘ジャンヌの夫としてアルフォンス・ド・ポワティエが伯領を継承、さらにはそのアルフォンスとジャンヌも子供を残すことなく一二七一年に相次いで死去したために、伯領の王権への帰属が決定的になる。こうして伯領は王領に編入され、フィリップ三世以降の国王による統治の時代がはじまることになる。以上のように、この地域のフランス王権との関わりは、一三世紀半ば以降に段階的に強まっていくことになる。

アルフォンスは治世の初期一二五一年五月の少しの間を除けば、トゥールーズを訪れることはなく、パリ近郊からこの都市を統治しており、実際、フランス王権のこの地域への浸透の担い手となったのはセネシャルやヴィギエといった国王役人であった。国王は南フランスをいくつかのセネシャル管区に区分し、セネシャルに南部経営の全権を委ねた。セネシ

ヤルはたんに国王直轄領の管理に当たっただけではなく、直轄領の外にまで拡がる管区において王権を代行し、国王が高級封主の地位を継承している場合には家臣の統轄に当たると。こうして一三世紀のフランス王権は、中央統治機構を整備するとともに、拡大した王領地においても統治の技術を積み重ねていくのである。^④

① 「異端」、「異端審問」に関連する文献は膨大な数に上るが、^⑤「異端」は^⑥「異端審問」に以下を参照。渡邊、前掲書；M. Lambert, *The Cathars* (Oxford, UK, 1998)；J. B. Given, *Inquisition and Medieval Society*；A. P. Roach, *The Devil's World : Heresy and Society, 1100-1300* (Harlow, 2005)。「カタリ派」の位置づけに関しては、従来はボロミール派など東方由来の二元論に結びつけて捉えられてきたが、近年ではむしろ西欧の福音主義的な運動のなかに組み込んで捉える傾向が顕著である。単一の「カタリ派」という観念は同時代の教会人が作り出したものに過ぎず、南フランスでは「良き人々 *boni homines*」に於ける信仰実践として捉えられるものとされる。^⑦ P. Jimenez Sanchez, 'Catharisme ou catharismes? Variations spatiales et temporelles dans l'organisation et dans l'encadrement des communautés dites

"cathares", *Heresis* 39 (2003), pp. 35-61；J.-L. Biget, *Hérésie et inquisition dans le midi de la France* (Paris, 2007)。^⑧これにせよ、カタリック教会のあり方に異を唱えるよう^⑨「disidence」と教会に於いて異端 *herésie* のレッテルを貼られるよう^⑩「異端」はコソンの両面として捉えるべきであろう。

⑫ A. Teulet et al. (eds.), *Loisettes du Trésor des Chartes*, t. 3, no. 1992, ^⑪のとき低ラングドックはボーケール・セネシャル管区へ、かつてトランカヴェル家の支配下にあったベジエ、カルカソンヌはカルカソンヌ・セネシャル管区へ、それぞれ編入されることになった。

⑬ L. Macé, *op. cit.*

⑭ Y. Dossat, *op. cit.*；J. B. Given, *State and Society*.

第二章 異端審問官と都市民の対立——「異端」の抑圧と抵抗

異端審問が都市トゥールーズに設置された当初、「異端」はどのように扱われ、都市民はいかなる反応を示したのか。一二三〇年代の状況を伝える史料であるギヨーム・ペリッソン『年代記』から、そのあたりの事情を探っていこう。^①ギヨームはドミニコ会士として都市トゥールーズにおいて「異端」問題に対処しており、^②そこでの困難な経験も盛り込んでこの『年代記』を執筆したとされる。^③史料で描かれるのは一二三九年から四四年までだが、文章中に「最後のトゥールーズ伯レーモン」^④との記述があることから、執筆終了の時期は一二四九年以降、彼が死去する一二六八年までの間であると

考えられる。あくまでドミニコ会士の立場からの記述であることに注意が必要であるが、この同時代人の証言からは都市民とドミニコ会士／異端審問官との緊迫した関係を読み取ることができる。ここではとくに両者の対立の焦点に注目してみたい。

（二）「異端」の断罪

ドミニコ会士はトゥールーズを拠点に、アルビ、カオール、モワサックなど諸都市で精力的に異端追及に乗り出していく。その結果、トゥールーズでも複数の市民が「異端」の嫌疑をかけられ火刑に処されていった。一例を見てみよう。院長のポンス・ド・サン・ジルは、クロワ・バラニョン街の鍛冶職人アルノー・サンスを審理し、彼に対する多くの宣誓証言を得て、居合わせた経験豊かな人々に諮った上で、伯のヴィギエ（代官…都市トゥールーズとその周辺の管轄区を担当する役人）および多くの信仰正しき人々の列席のもとに、同人を異端の帰依者として断罪した。本人は一貫してすべてを否認していたのだが、ヴィギエのデュランによって火刑場へと引き立てられる。アルノーは連行される途上、喚きながら訴えたという。「見てくれ。彼らが俺とこの町に対してなした不正を。俺は善良なキリスト教徒だぞ。ローマの信仰を信じているのだ。」彼は同様の弁明を述べ続け、これを見た大勢の都市民はドミニコ会士たちとヴィギエに対して騒ぎ立てたが、ヴィギエは火刑を強行する。多くの者が恐れを抱き、町は静まったという。^⑤

一方で、ドミニコ会士たちの追及は過去の「異端」にも及んでいる。「異端」として死んだ者の断罪である。アルノー・ペイレという人物について、以下のような記述が見られる。サン・セルナン修道院への寄贈者であったアルノー・ペイレは、死亡時に聖堂参事会員であったため修道院に埋葬されていた。しかし、彼は死の時点で聖堂参事会員に隠れて異端者となっていたらしい。ドミニコ会士の師ローランはそのことを知るに及んで、兄弟（修道士）と聖職者をもなつて彼の墓に向かった。「彼らはアルノーを掘り出させ、火へと引きずって行かせた。そして彼（の死骸）は燃やされたので

ある^⑥。

ペリッソンの記述はこうした事例に事欠かない。異端審問官ギヨーム・アルノーはさらに大規模な措置をとっている。

一二三六年四月二日の朝、トゥールーズのドミニコ会修道院に、一二二年もの長きにわたってカタリ派の完徳者であったレーモン・グロなる人物が訪れる。彼は、まだ召喚されていない段階で自由な意志により異端から改宗し、ドミニコ会に身を委ねたのだという。審問官ギヨーム・アルノーとエティエンヌ・ド・サン・ティベリの命によって、ドミニコ会士やドローード教会の聖職者たちが異端に関する彼の告白を聞き、数日間にわたってそれを書き留めた。ギヨーム・アルノーはその記録をもとに多くの人間を召喚することになる。証人はレーモン・グロただ一人だったにもかかわらず、誰ひとりとして異議を申立てる者はなかったという。また、レーモン・グロが明らかにした「異端」のなかにはその時点ですでに死亡していた者も多くいた。判決で有罪を宣告された死者たちは、「ヴィギエと都市民の面前で、修道士によって不名誉にも都市の墓地から死骸を掘り出された。彼らの骨とひどく臭う遺体は市中を引き回され、街々にラッパが吹き鳴らされ彼らの名前が報せられ声高に叫ばれる。へかくなす者は、かく滅ぶぞ」と。そして最終的に伯の牧場で神とその御母なる聖処女ならびにその忠実なる僕ドミニコの栄光のために焼き棄てられた^⑦」。

「異端」として埋葬された者の死骸を掘り出して燃やすという行為は、一三世紀前半の南フランスにおいて「異端」の断罪として広く確認される。これには異端審問の創設期ならではの背景、すなわち、それまではほぼ野放し状態にあった「異端」について審問官が情報を得た時点ですでに死亡している者が多数いたという事情があったと考えられる。しかし、一四世紀前半の異端審問官ベルナル・ギーの審問記録でも、死骸の焼き棄ては刑罰のひとつに加えられており、この行為の意味については、キリスト教社会における身体観や最後の審判の観念あるいは土葬の文化圏の特質など、この地域・時代のさまざまな状況を踏まえて考察する必要がある。ここで詳述する余裕はないが、霊的な意味合い（贖罪としての刑罰）と見せしめの効果（プロバガンダとしての刑罰）という二つの軸をもつ行為として捉えられる可能性を指摘しておきた

い。^⑨

いずれにせよ、ドミニコ会士たちによる過激を極める措置に対して、「異端」として断罪された都市民のみならず、その他の都市民たちも反発を強めていく。たとえば、ジャン・ティスランなる人物がヴィギエによって火刑場へ連行される途中で、都市民による妨害が入っている。「町中がドミニコ会士に対して騒ぎ立てた。彼らに対する脅威や悪罵はいつも以上に見られ、多くの異端者が群衆をそのかし、石を投げて修道院を破壊させた。と言うのも、名誉もあり既婚者でもある市民を不当に異端として断罪したからであるという」^⑩。トゥールーズでは「異端」問題を軸にした都市と異端審問官との攻防が繰り広げられていくのである。

(二) 一二三〇年代の攻防

一二三〇年代半ば、トゥールーズでは異端審問官およびドミニコ会士の追放という事件が生じている。この騒乱もギョーム・ペリツソンが伝えるものであるが、その経緯については、異端審問に対する暴力をとまなう抵抗という観点からこれまでも多くの研究で紹介されてきた。ここでは、トゥールーズの市政役人であるコンシユルによる対応に焦点を合わせて、都市民と異端審問官／ドミニコ会士との確執が深まっていく過程を辿ってみたい。

ある日、ドミニコ会士の一人が説教の中で、今なお市内に異端が残っていて、集会を催し邪説を拡げていると指摘した。これを聞いた都市民が動揺するなか、コンシユルたちはドミニコ会の院長を市庁舎に呼び出し、今後はこのような説教をしないようドミニコ会士たちに伝えるよう命じた。そして、異端など一人もいないのに、もし市内に完徳者がいるなどと言うならば非常にまずいことになる、「脅し」をかけたという^⑪。しかし、その後も「異端」追及の手が緩まなかったのは前節で見たとおりである。

そうしたなか、異端審問官ギョーム・アルノーは有力市民一二名（うち五名がコンシユルも経験している名士）の召喚を実

行する。これを受けて、コンシユルたちはトゥールーズ伯の了解のもとに、審問官ギヨーム・アルノーの審問停止と市外退去を要求した。その後、彼らは仲間とともに、ギヨームを修道院から連れ出し、市外へと追い立てた。一二三五年一月一五日のことである。ガロンヌ河にかかるドーラード橋の袂で、コンシユルたちは、もしギヨームが異端審問をやめるなら都市に留まることを許すが、そうでなければ伯に代わって、伯の領地から遅滞なく厳しく追放すると告げている。結局、ギヨームはカルカソンヌに避難することになった¹³。

ギヨーム・アルノーがカルカソンヌからトゥールーズのサン・テティエンヌ司教座教会の聖職者に指示を出し、都市民を召喚させていたことを知ったコンシユルたちは「今後再び我らを召喚しようとする者があればすぐさま殺されることになる」と脅し、彼らを追放した。また「コンシユルたちは伯に代わって、何であれドミニコ会士たちに物を売りあるいは貸す者、または便宜を提供する者は身体と財産において罰を受けるむねの禁令を、ラツパを鳴らして町中に布告させた。トゥールーズ司教に対してもサン・テティエンヌの参事会に対しても同様の布告を出した¹⁴」。

このとき、司教は糧道を断たれて市外に退去しているが、ドミニコ会士たちは修道院に踏みとどまった。こうした状況のなか、ドミニコ会士たちは三週間ほどやり過ごしたようである。しかし、「異端」問題を皮切りに始まった異端審問への不信・反感は、ついに都市のコンシユルによるドミニコ会全体の追放にまでエスカレートする。

異端審問官ギヨーム・アルノーはカルカソンヌからトゥールーズのドミニコ会士たちに異端追及の指示を出し、結果ギヨーム・ペリッソンを含む四名の会士が都市民の召喚を断行したため、一二三五年一月の最初の週に、コンシユルたちはついに総勢およそ四〇名のドミニコ会士全員の追放に踏み切る。群衆をともなったコンシユルは門を破って入り、院長と押問答になった。院長は十字架とその下に安置してあった聖遺物箱を取りあげて、十字架を手にしたまま回廊に座り、ドミニコ会士たちも全員が座ってコンシユルとその一味に対峙した。コンシユルたちは院長を寄ってたかつて担ぎあげ、門の外へ放り出し、会士たちも同様に扱った。門では会士ローランとアルノー・カタラが地面に横たわって抵抗したが、

レーモン・ロジェその他の者たちが「彼らの頭と足を持って門外へ担ぎ出した」。その後も会士たちを小突きまわしながら市外へ追い出したという。^⑮

こうした事態を受けて、教皇は異端審問抑制の姿勢を示す一方、伯ならびにコンシユルが異端審問官の前に市民が出頭することを禁じたことはパリ条約の条項に違背すると非難し、トゥールーズ伯を厳しく叱責するとともに、国王の介入を要求した。結局、カルカソンヌで行なわれた教皇特使との会談で、伯は全面降伏している。追放の翌年（一二三六年八月）、ドミニコ会士たちはトゥールーズに帰還し、一二三七年まで精力的な異端審問が実施されることになる。

ここまでに一二三〇年代半ばのトゥールーズで生じた一連の騷擾をギヨーム・ペリッソンの記述をもとに見てきた。トゥールーズのコンシユルは、最初に異端審問官ギヨーム・アルノーを、次いでドミニコ会士全員を街から追放した。なるほど異端審問に対する嫌悪は存在し、ペリッソンはコンシユルによる「脅し」(*comminances*)や都市民による「多くの脅しと恐怖」(*multas minus et terrores*)^⑯を報告しており、これを文字通りに受け取るならば、強圧的に異端審問官とドミニコ会士を排除しようとするコンシユルの姿を想定できよう。しかし、コンシユルが有無を言わず暴力に訴えたとは考えにくい。トゥールーズのコンシユルは一一八九年以降、コンシユル職の選出権、ヴィギエとそのスタッフの任命権、トゥールーズ都市民に対してなされた身体的・経済的な危害・損害に関わる刑事・民事の裁判権に及ぶまで、都市内の事案に関しては伯に代わって処理を行ってきた。一二二九年のバリ条約以降、たしかに伯レーモン七世によってこうしたコンシユルの権限は制限されていくものの、コンシユルは都市内の事案に関しては一貫してコンシユルの権限を主張していく。彼らは異端審問という新たな仕組みに対しても同様のスタンスを取っていた可能性はきわめて高い。このように都市の治安維持にも責任をもつコンシユルは、都市民との対立を深めるドミニコ会に対して、院長を市庁舎に呼び出し忠告し、市内に禁令を出して異端審問と都市民とのトラブルを回避しようとするが、「異端」撲滅に燃えるドミニコ会士たちは聞く耳をもたない。その結果、交渉のテーブルにのらないドミニコ会士に対する選択的な措置として暴力という手段が採用さ

れたと考えられるのである。

（三）対立の焦点

ところで、異端審問に対する暴力による挑戦は何もトゥールーズに限ったことではなく、一二三〇年代から四〇年代にかけてナルボンヌやアルビなど南フランスの複数の都市でも生じている。こうした最初期の異端審問官たちへの激しい抵抗は、新規に導入され不人気であった異端審問そのものの半ば感情的な反応として語られることが多い。しかし本稿では、一二三〇年代の都市権力による異端審問への対応を、一三世紀を通じて都市の王権や異端審問官との関係構築のなかに位置づけて捉えることを目的としている。そのために、本節において、トゥールーズと異端審問との関わりがその後どのように展開していくかについて、他都市の事情も合わせて整理しておきたい。

ラングドック社会では異端審問への暴力をとまなう抵抗活動は、一二三〇年代から四〇年代と一二九〇年代から一三三〇年という二つの時期に集中している。^⑩これには異端審問記録の伝来状況の偏りという事情も関わっている可能性はあるが、それ以上に都市と異端審問を取り巻く政治的・社会的状況が関係している。

まず第一期の暴力的な抵抗の特徴は、異端審問官個人に対して直接的な攻撃がなされているという点にある。ナルボンヌとアルビでは、異端審問官は暴徒と化した群衆に相対している。審問官に対するもつとも鮮烈な暴行事件は、一二四二年五月二八日アヴィニヨネでの審問官ギヨーム・アルノーおよびエティエンヌ・ド・サン・ティベリとその補佐たちの暗殺である。ラングドックでは審問官自身が殺害された事例はこの件が知られるのみであるが、一二三〇年代から四〇年代にかけて他の多くの異端審問官の手先がたびたび攻撃され殺されている。こうした異端審問官への攻撃は、四〇年代以降ほとんど見られなくなる。異端審問と都市との対立が小康状態を迎えるのには、いくつかの要因が重なっていると考えられる。ここでは、次の二点を確認しておきたい。ひとつが南フランス貴族による大規模な反乱が鎮圧されたこと、もうひ

とつが異端審問自体が「危機」を迎えていたという点である。

一二三〇年代から四〇年代には、異端は（カタリ派もワルド派も）いまだに広範に拡がっており、とくにカタリ派は在地の貴族のなかに支持者を見出し、彼らに保護してもらうことができていた。アルビジョワ十字軍は一二二〇年代に終わり、フランスの国王統治はラングドックにおいてその權威を固め始めていたが、この地域が効果的に鎮められたというには程遠かったのである。多くの *heretic*（アルビジョワ十字軍での抵抗をおもな理由として領地を没収された中小貴族）は野放しの状態であつたし、カタリ派異端はモンセギュールとケリビュスに牙城を保持していた。そうしたなかで、一二四〇年代初めに、フランス支配に対して二つの大きな反乱が起きることになる。トランカヴェル家の反乱（一二四〇年）とトゥールーズ伯レーモン七世の復権の試み（一二四一―四三年）である。しかし、これらの反乱がひとたび鎮圧され、さらにモンセギュールとケリビュスの城も占領されるに至ると、異端審問官に対する暴力や大つびらな抵抗の証拠は相対的に稀となっていく。このように、異端審問に反対する者たちにとって暴力をとまなう抵抗を組織するのがより難しくなっていくわけであるが、それと同時に、異端審問官の側もかなりの困難を抱えることになった。教皇グレゴリウス九世がフリードリヒ二世との対立を深めるなかでトゥールーズ伯レーモン七世との距離を縮め、結果として教皇特使により南仏での異端審問の嚴罰が緩和されることになる。このように教皇のイタリヤでの政策と結びついた外交的な要因によって、審問官が教皇からのサポートを期待できない状態が続いたのである。実際、一二三八年から四一年にかけて異端審問は実質的に一時停止となっている^⑮。そして一二四九年から五五年にかけて、教皇の干渉に憤ったドミニコ会士たちは異端審問官としての仕事を放棄し、異端追及の職務を在地の司教に委ね、場所によっては一二五九年まで仕事に戻っていない^⑯。さらに、一二五〇年代から八〇年代までの時期にも、一部を除いて異端審問官はそれほど活発には展開しておらず、彼らの活動の記録はあまり残っていない。

一方で、一二九〇年代になると再び異端審問に対する反発が強まり、カルカソンヌやアルビでは以前よりも重大な暴動

が繰り返されている。この時期の個別の事件についてここで詳述する余裕はないが、異端審問への暴力をとまなう抵抗活動が一三三〇年代から四〇年代と一二九〇年代から一三三〇年という二つの時期に集中しているという事実は、異端審問が活動を活性化させると抵抗も増大するという傾向を示していると言える。

ただし、都市トゥールーズではこうした事情とは異なる側面も確認できる。前節で確認したように、トゥールーズでは「異端」問題が、異端審問官あるいはドミニコ会士への暴力的な抵抗という事態を引き起こしていたが、この一二三〇年代の騷擾を最後にこれ以降大きな抵抗活動は起きていない。とは言え、このことが、一三世紀半以降の都市トゥールーズに「異端」問題がなくなり、異端審問が行われなくなったということの意味するわけではない。一二七三年から八二年にかけての供述記録や一三〇八年から一三三年にかけての異端審問官ベルナル・ギーによる判決記録は、トゥールーズにおける異端審問の活発な実施を物語っている。^⑪なるほど、トゥールーズの都市民が「異端」に関わっている例はごく少数になるのだが、トゥールーズで異端審問に反発する暴動が起きていないのは、都市の「異端」が少なくなったためではなく、都市が暴動以外の選択肢をとっていたからという可能性を考えなければならないのである。実際、カルカソンヌでのベルナル・デリシュエによって扇動された都市民の暴動は、ドミニコ会とフランチェスコ会の対立という「異端」問題とはまた別のファクターをもつ抵抗活動であった。^⑫一三世紀後半のトゥールーズにおける「異端」問題も、異端審問との対立とはまた別のベクトルで捉えるべきものとして浮かび上がってくるのである。

① Guillaume Pélissou, *Chronique (1229-1244), suite du récit des troubles d'Albi (1234)*, éd. et trad. J. Duvernoy (Paris, 1994). (以下、Pélissou と略記)。

② 異端審問は当初、トゥールーズとカルカソンヌに設置された。トゥールーズの管掌範囲は、トゥールーズ司教区およびケルシー地方とアジュネ地方、カルカソンヌの管掌範囲は、ナルボンヌ大司教管区か

らトゥールーズ、マンド、ル・ビュイ各司教区を除いた部分であった。ただし、アルビ司教区は両方に属しているなど、境界が明確だったわけではな^⑬。Y. Dossat, *Les crises de l'inquisition toulousaine au XIII^e siècle (1233-1273)* (Bordeaux, 1959), pp. 29, 152. 歴代の異端審問官のリストとその主な管掌範囲は、C. Douais (éd.), *Documents pour servir à l'histoire de l'inquisition dans le Languedoc*, 2 vols.

(Toulouse et Paris, 1900) vol. I, pp. cxxix ff.

- ③ 異端として断罪された者たちを列挙したあと、この史料の最後で「他の多くの者たちも、異端審問官である同修道士たちやその他の後任者である他の者たちによって有罪の判決が下された。彼らの名前は命の書には記されていないが、〔彼らの〕肉体はこの世で燃やられ、〔彼らの〕魂は地獄でひどく苦しめられた。」(Pelhsson, p. 108)との記述があり、異端者たちの霊的な処遇に対する関心が、執筆動機に関係していると思われる。

- ④ Pelhsson, pp. 88-89. «Comiti Tholosano Raimundo ultimo».
- ⑤ Pelhsson, pp. 58-61. «Videte omnes quam iniuriam faciunt mihi et ville, quia ego bonuschristianus sum, et credo fidem romanam».

- ⑥ Pelhsson, pp. 42-43. «... eum extumulatum trahi fecerunt ad ignem et combustus est.»

- ⑦ Pelhsson, p. 92-99. «... de cimiteriis ville a dictis Fratribus, presente vicario et populo, extumulati et ignominiose eieci, et ossa eorum et corpora fœtenta per villam tracta, et voce tibicinatoris per vicos proclamata et nominata, dicentis: 'Qui aytal fara, aytal peira.' Et tandem in Prato Comitris sunt combusta, ad honorem Dei et beate Virginis matris eius et beati Dominici servi sui...»

- ⑧ ヴェルナル・ギーの判決について述べられた刑罰(金3000リヴル)と火死骸の焼やされるは六六件確認される。A. Pales-Gobillard (éd.), *Le livre des sentences de l'inquisiteur Bernard Gui, 1308-1323* (Paris, 2002). (以下、Bernard Gui, *LS* と略記)。

- ⑨ ヴェルナル・ギーは「異端から正統に帰るか、世俗の権力に引き渡されて身体が燃やされるか」という「異端の(二通りの)破壊」について言及している。Bernardus Guidonis, *Practica inquisitionis heretice pravitatis*, éd. C. Douais (Paris, 1886), pp. 217-18. ここで死んだ者は

正統に戻る可能性がない存在であり、正統に戻ることを拒否した異端者や「戻り異端」(一度誓絶したにもかかわらず再び異端の罪を犯した人間)と同様に火刑に処されたと考えられる。なお、異端審問の刑罰には、このほかに巡礼、十字架着用など比較的軽微なものから、投獄、火刑、家屋の破壊といった「異端者」の財産没収をとまう刑罰まで段階があった。これらの刑罰がもつ意味については、封建社会における神判や宣誓宣誓といった手段から、十三世紀以降の異端審問における証人による証言や記録の活用あるいは拷問という手段への変化を視野に入れて、今後議論を深める必要がある。こうした問題については、藤木広太郎「戦うことと裁くこと——中世フランスの紛争・権力・真理」昭和堂、二〇一一年が示唆を与えてくれる。

- ⑩ Pelhsson, pp. 50-53. «Tunc commota est villa valde contra Fratres, et mine et verba multa fuerunt contra eos supra modum, et multi hereticales incitabant populum ut lapidarent Fratres, et domus eorum omnino diruerentur, quia probos homines, ut dicebant, et coniugatos accusabant iniuste de heresi».

- ⑪ Y. Dossat, *op. cit.*, pp. 130-37. Ph. Wolf (éd.), *Histoire de Toulouse* (Toulouse, 1974), pp. 125-26; W.L. Wakefield, *Heresy, Crusade, and Inquisition in Southern France, 1100-1250* (Berkeley, 1974), pp. 146-49; 渡邊昌美「異端審問」講談社、一九九六年。

- ⑫ Pelhsson, pp. 40-43.

- ⑬ Pelhsson, pp. 73-75.

- ⑭ Pelhsson, pp. 75-79.

- ⑮ Pelhsson, pp. 80-87.

- ⑯ Pelhsson, pp. 42-76. ヴェルナルの「年代記」は、異端者を断罪するために、ニコ会士が「脅し」にも屈せういかなる障害も乗り越えて神のために活動を続けたことを示すための叙述であると考えられる。

¹⁷ J. B. ギヴンは、一二三〇年代と四〇〇年代に三件、一二九〇年代から一二三〇年までに一八件の事件を確認している。J. B. Given, *Inquisition and Medieval Society*, pp. 111-140.

¹⁸ Y. Dossat, *op. cit.*, pp. 137-45; L. Wakefield, *op. cit.*, pp. 149-50.

¹⁹ Y. Dossat, *op. cit.*, pp. 173-88.

²⁰ 一二九〇年代から一二三〇年までの事件には二つの特徴が見てとれる。第一に、都市における暴徒の重要性である。アルビまたはカルカソンヌで八件もの反異端審問の暴徒が確認されている。第二に、暴行のほとんどは、異端審問官個人に対してよりも、むしろ（潜在的な）密告者に向けられている点である。これは、個人への暴行のほとんどが異端審問官とその手先、あるいは異端捜索に手を貸す教会関係者に向けられていた一二三〇年代から四〇〇年代の事情との大きな違いである。第二期において、殺人が史料に記録されている個人のうち七件中四件で、被害者はカタリ派の帰依者（つまり同胞）であり、セクトの他の支持者によって口封じに殺害されている。たとえば、モンタユーのある女性は、舌を切り取られるという極端な方法で沈黙させられた。

第三章 王権と都市と審問記録——嘆願と恩赦の基準

前章では、「異端」問題に端を発する都市と異端審問官との対立の局面を確認してきた。本章では、こうした「異端」問題がのちの時代の王権——都市関係のなかで扱われた事例を検討していきたい。ここで議論の出発点となる史料は、「異端」その他の犯罪を理由として財産を没収された人物に関するフランス国王フィリップ三世による一二七九年八月の特許状である。

れた。こうした変化は、異端審問がラングドックのカタリ派を追い詰めていく過程を示す興味深い証拠である。J. B. Given, *Inquisition and Medieval Society*.

²¹ P. Biller, C. Brusch and S. Sneddon, (eds. et trad.), *Inquisitors and Heretics in Thirteenth-Century Languedoc: Edition and Translation of Toulouse Inquisition Depositions, 1273-1282* (Leiden, 2011); Bernard Gui, *LS*.

²² ヘルナル・ギーによる異端審問で判決を受けたトゥールーズの都市民は、全九四〇名のうち一二三名（男性七名、女性一六名）にすぎない。Bernard Gui, *LS*.

²³ A. Friedlander (ed.), *Processus Bernardi Delitiosi: The Trial of Fr. Bernard Delicieux, 3 September - 8 December 1319* (Philadelphia, 1996); id. *The Hammer of the Inquisitors: Brother Bernard Delicieux & the Struggle against the Inquisition in Fourteenth-Century France* (Leiden, Boston, Köln, 2000).

(一) 史料とその周辺

まずはこの史料について簡単に確認しておこう。国王フィリップ三世による開封勅書 (lettre patente) であるこの特許状には、「異端」その他の犯罪を理由に財産を没収されたトゥールーズ都市民二七八名のリストが、国王に嘆願した代理人二二〇名のリストとともに掲載されている。一二七九年のオリジナルは残っていないが、そのコピーとして一三二三年二月一日のヴィディムスが伝来しており、E・ロシャージュによってトゥールーズ市文書館の目録に収められている (AMT, AA34/3)^①。このほかにもう一点の写本も確認されている (AMT, 104)。J・H・マンディは、これら二点の写本をもとにテキストを公刊しており、リストの人物について判明した情報も合わせて掲載してくれている^②。

この特許状については、Ph・ヴォルフが国王による恩赦という文脈で簡単に触れているものの、J・H・マンディが利用するまでその利用価値はほとんど見出されてこなかった^③。というのも、この特許状に列挙された人物の同定が困難であつたためである。マンディはこの史料を家族史の観点からプロソポグラフィ研究の材料として用いるため、リストに挙がつている人物の同定を網羅的・徹底的に行つた。名前を列挙された人々は実際に異端者だったのか。異端にかかわつたかどで財産を没収された人々を完全に列挙しているのか。異端以外の重大な犯罪は恩赦の対象となっているのか。このように列挙された都市民の「現実」に迫り、家族史を描くことがマンディの目的であつた^④。その結果、トゥールーズにおいて異端は特定の階層に偏っていたわけではなく、男女・貴賤を問わず、異なる社会階層・集団がカタリ派に深く関与していたことが明らかにされた。しかも興味深いことに、家族は信仰に関して一枚岩ではなく、家族内でカタリ派の者と正統の者とが混在していることもあつた。また、一般に異端審問の制度が整うのは一二四〇年代半ば以降のこととされ、一二四〇―五〇年代まではトゥールーズにおいてカタリ派は残存していたとされてきたが、マンディによれば、トゥールーズのカタリ派は一二二九年から四〇年にかけて急速に減退し、その後、中小都市や農村部でのカタリ派も壊滅状態になると

いう。つまり、トゥールーズでは異端審問制度が整備される以前に、カトリック教会がカタリ派に対して勝利を確定していたとされる。こうしたマンディによる徹底的な調査によって、リストに載っている都市民の素性がかなり解明され、家族構成や異端への傾斜の具合も明らかにされたことは、トゥールーズ都市史に対する重要な寄与であった。

ただし、マンディの関心はあくまで一三世紀前半の都市民の実態に迫ることにあるため、一三世紀後半のこの特許状を取り巻く状況はそれほど考慮に入れられていない。そこで本章では、マンディの調査に基づきながら、一二七九年の特許状を一三世紀前半、異端審問創設当初の「異端」問題とは異なる文脈で読み取っていききたい。特許状のリストはどのように作成されたのか。都市―王権関係のなかにこの特許状を位置づけて、都市における過去の「異端」問題と文書利用のあり方について考えてみたい。

（二）恩赦への経緯と一二七九年八月の特許状

特許状が出されるまでの経緯を辿っておこう。時代背景についてはすでに触れたが、アルピジョワ十字軍（一二〇九・二九年）とモー・パリ条約（一二二九年）の後、トランカヴェル家の反乱（一二四〇年）とトゥールーズ伯レーモン七世の反乱（一二四二年）の鎮圧を経て、レーモン七世の死去（一二四九年）にともないアルフォンス・ド・ポワティエが伯領を継承する。そしてアルフォンスが後継者を残さずに死去したことで、伯領は国王フィリップ三世の手へと渡る（一二七一年）。都市民による嘆願と国王による恩赦という一連の経緯は、アルフォンスからフィリップ三世にかけての時期に起こった出来事である。

トゥールーズ伯アルフォンスの役人であり、後に国王役人となるジル・カムラン *Egidius Camelini* は、一二六八年からかつて「異端」だった者の財産没収に乗り出していた。^⑥ ジルによるこの措置は、「異端者」の生死を問わないものであり、かつて「異端」だった者の財産を相続した都市民から没収することにもなった。これは言わば、四〇年近く前の「異

端」の有罪宣告を復活させる措置であり、大きな反発を招くことになる。都市民はこれを「異端」にかこつけた課税であるとして不満を増大させ、コンシユルも、有罪とされた者の多くはずっと前に教会や在地の世俗権力と和解していると主張し、もしいま異端者が見つかったなら投獄や巡礼送りにするのではなく、いつそのこと火あぶりにしてほしいとまで要求するほどであった。こうしたなか、ベルベルシユ修道院長ギヨーム、トゥールのサン・マルタン修道院の司祭長ピエール、シャルトルの参事会員ジャン・ド・ピュイゾーのもとに訴えが持ち込まれ、一二七九年三月二〇日、都市民が「異端」のかどでの財産没収をやめてほしいとの嘆願を国王フィリップ三世に行なうことになったわけである。ここでは一二〇名の男女の市民が、不在の家族の代理として、あるいは他の人物の保護人として行動しており、このなかから二六名の代理人が選ばれてバリへと赴き、国王に嘆願している。

これを受けて国王は一二七九年八月に特許状を出して「慈悲」を示す。三月の嘆願の経緯、フィリップ三世の恩赦、それを確約する証書という三つの部分からなるこの特許状で認められたのは、嘆願した者たちが獲得・相続した財産・遺産は、それがたとえかつて「異端者」のものであったとしても、現在の所有者の権利は害されないというものであった。ただし、財産の引き渡しは伯アルフォンス・ド・ポワティエが死去し伯領が王領に編入される以前になされたものに限られている。こうして*Cupientes*を理由にジル・カムランによって調査されていたトゥールーズ都市民の相続財産への脅威が取り去られることになった。^⑦また、家屋破却の判決を受けた者はその判決が免除され、すでに破壊された家は再建を認められている。ただし、ここ二〇年に有罪となった家屋についてはこの恩恵から除外されている。

以上のようにこの特許状は、過去に「異端」のかどで断罪された本人、あるいはその子孫が財産・遺産を所有できるように定めたものであった。

（三） 列挙された「異端者」たち

この特許状は、アルビジョワ十字軍の直後に教皇特使の枢機卿ロマン・ド・サン・タンジュによって贖罪を命じられた人々をはじめ、伯領の王領編入までの時期に財産没収をとまなう異端ないしはその他の犯罪を理由として財産を没収されたトゥールーズの多くの都市民が対象であり、特許状の最後の部分に、これらの二七八名に及ぶ人々のリストが挙げられている。本章が注目したいのは、この人名リストの構成である。特許状に列挙されたのは、アルビジョワ十字軍の終結以降に「異端」とされた人物のみである。アルビジョワ十字軍に対する抵抗をおもな理由として領地を没収された貴族たち（*feudals*）は、恩赦の対象とはなっていない。なぜ一二三〇年代以降の時期に限定されているのか。そこには異端審問の創設という要素が関わっていた可能性がある。嘆願の際に代理人が申告した人物がそのままリストに載せられたわけではなく、リストの作成にあたっては人物の選定がなされていた、つまり、異端審問で有罪宣告を受けたという「証拠」の有無が重要な条件になっていたと考えられるのである。この観点からリストと審問記録の照合を行ってみると興味深い事実が明らかにになる。具体的に見てみよう。

二七八名はどのような配列をしているのか。マンデイの徹底的な同定によって、リストの人々が年代順に大きく四つのグループに分けられることが明らかにされている（以下、リストの人物を示す際には、マンデイにしたがって、リストに列挙された順に付した番号を用いる）。最初のグループの一五七名（nos. 1-157）は、「異端」との関わりが不明な者も多いが、少なくともおよそ四〇パーセントが「異端」に関わっていたことが分かっている。第二グループの三八名（nos. 158-195）、第三グループの五七名（nos. 196-252）のうち、それぞれ三四名、四九名が「異端」であった。最後のグループの二六名（nos. 253-278）のうち、「異端」は二五パーセントいたとされる。

リストで列挙されたこれらの「異端」だった人物については、前章で検討したギヨーム・ペリッソンの『年代記』^⑧や異

端審問官ベルナル・ド・コーとジャン・ド・サン・ピエールによる供述記録（二四五一四六年）^⑨などの史料で名前が確認できる者が多数いる。しかし、ここで注目すべきは、異端審問記録のうちで「異端」の有罪宣告を記した判決記録である。異端審問官ギヨーム・アルノーとエティエンヌ・ド・サン・ティベリによる判決記録（二三七―四一年）には、七三名のトゥールーズ都市民が含まれているが、そのうちじつに四九名がリストにまともって登場する^⑩。また、異端審問官ベルナル・ド・コーとジャン・ド・サン・ピエールの判決記録（二四六―四八年）に至っては、そこに含まれるトゥールーズ都市民のほぼ全員がリストでそのまま確認できる。しかも、異端審問官ベルナル・ド・コーによって有罪とされた「異端者」は、判決記録に記載された順番どおりにリストに名前が並べられているのである（表1を参照：Nos. 214-219, 221-237, 239-248）。この事実が意味することは本稿にとってきわめて重要である。と言うのも、リストの人物がたんに判決記録でも名前を確認できるというだけではなく、特許状のリストを作成した国王役人がこの判決記録を参照していたことを示していると考えられるからである。つまり、「異端」であつた者たちに関する「証拠」＝判決記録の有無がリスト化に際しての基準になっていたということである。リスト作成に当たつた国王役人が、教皇直属の異端審問官の手になるこれらの審問記録を参照しえたという事実は、王権と異端審問との協同という側面を文書の利用という点からも示すものである^⑪。

証拠の扱いについても少し掘り下げてみよう。ベルナル・ド・コーの審問記録と一致する「異端者」のなかには、じつは二度判決を受けている人物がいる。たとえば、アルノー・ガレリウス (no. 218) とレーモン・ド・スオリオ (no. 222) は、一二四六年三月二五日に終身刑を言い渡されており、この判決記録が「異端」の証拠として採用されている。しかし彼らはその判決ののち脱獄しており、一二四八年三月一五日に不在のまま逃亡の罪で再度判決を受けているのである^⑫。これらはともにベルナル・ド・コーによる判決記録に含まれており、国王役人はリスト作成にあたつてどちらの記録も参照しえたはずである。しかし国王役人は、財産没収をとまなう刑罰を記した前段の記録を一連の「異端」の証拠と

表1 列挙された「異端者」リストの抜粋（ベルナル・ド・コーの審問記録で確認できる人物）

no.	名前		Douais 史料 番号	判決日
34	Pictavinus senior		no. 2: p. 5	(1246/3/25)
94	Bernardus	Faber	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
97	Johanna	Turre	no. 11: p. 31	(1246/6/24)
196	Berengaria	Montibus	no. 18: p. 44	(1247/8/18)
197	Lombarda	Cossanis	no. 18: p. 44	(1247/8/18)
198	Maria	Hugo	no. 18: p. 44	(1247/8/18)
199	Bertrandus de	Turre	no. 18: p. 44	(1247/8/18)
200	Arnaldus de	Planis	no. 20: p. 49	(1247/8/25)
201	Raimundus Petrus de	Planis	no. 20: p. 49	(1247/8/25)
202	Poncius de	Planis	no. 18: p. 44	(1247/8/25)
203	Willelmus	Donatus	no. 21: p. 53	(1247/9/1)
204	Ramunda	Donatus	no. 21: p. 53	(1247/9/1)
205	Juliana	Textor	no. 29: p. 62	(1247/10/20)
214	Petrus de	Roaxio	no. 1: p. 2	(1246/3/18)
215	Poncius de	Gamevilla	no. 1: p. 2	(1246/3/18)
216	Austorga de	Resenquis	no. 1: p. 4	(1246/3/25)
217	Raimundus	Gausbertus	no. 1: p. 4	(1246/3/25)
218	Arnaldus	Gairerius	no. 1: p. 4	(1246/3/25)
219	Austorga de	Vadegia	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
220	Bernarda de	Massos	no. 13 p. 34	(1246/7/15)
221	Aycelina	Mercaderius	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
222	Raimundus de	Suollio	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
223	Bernardus de	Lantari	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
224	Petrona	Escudeira	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
225	Raimundus de	Villanova	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
226	Titborxs	Gamevilla	no. 2: p. 6	(1246/3/25)
227	Vital de	Sala	no. 2: p. 6	(1246/3/25)
228	Fabrissa	Marquesius	no. 2: p. 6	(1246/3/25)
229	Willelmus	Arcmannus	no. 2: p. 6	(1246/3/25)
230	Poncius	Bladerius	no. 3: p. 8	(1246/5/6)
231	Petrus de	Albegesio	no. 3: p. 8	(1246/5/6)
232	Raimundus	Sabaterius	no. 3: p. 8	(1246/5/6)
233	Poncius	Dominici	no. 3: p. 8	(1246/5/6)
234	Raimundus	Maurinus	no. 3: p. 9	(1246/5/6)
235	Arnalda	Maurinus	no. 3: p. 9	(1246/5/6)
236	Aldriga	Laurentia	no. 4: p. 11	(1246/5/13)
237	ernardus de	Prato	no. 4: p. 11	(1246/5/13)
239	Johanna	Solerio	no. 4: p. 11	(1246/5/13)
240	Guillelma de	Manso	no. 4: p. 11	(1246/5/13)
241	Stephanus de	Roaxio	no. 5: p. 16	(1246/5/17)
242	Petrus	Esquivatus	no. 5: p. 16	(1246/5/17)
243	domina	Assaut	no. 5: p. 16	(1246/5/17)
244	Johanna	Roaxio	no. 9: p. 27	(1246/6/10)
245	Willelmus	Dauri	no. 9: p. 27	(1246/6/10)
246	Rica	Dauri	no. 9: p. 27	(1246/6/10)
247	Arnaldus de	Johanne	no. 10: p. 29	(1246/6/24)
248	Jacobus de	Johanne	no. 10: p. 29	(1246/6/24)
249	Willelmus	Mercaderius	no. 2: p. 5	(1246/3/25)
250	Cortesia	Mercaderius	no. 14: p. 37	(1246/7/27)
251	Ramunda	Johannes	no. 18: p. 44	(1247/8/18)
252	Petrus	Garcias	no. 36: p. 74	(1248/2/2)
257	Ramunda	Barrava	no. 2: p. 5	(1246/3/25)

して採用している。個々の「異端者」の罪を最終的に確定することは、国王の恩赦にとつては問題とはなっていないのである。おそらく嘆願の際に都市民によつて提示されたリストの人物を、異端審問記録と照合し、財産没収の罪にあたっていることが確認できれば恩赦のリストに加えるという方法が取られていたものと思われる。

ところで、そもそも異端審問官は「異端」に関する情報をどのように集め、記録していたのだろうか。ここでそのあたりの事情も確認しておきたい。ギヨーム・ド・ビュイローランの『年代記』によると、一二二九年一月にトゥールーズで開催された教会会議の最中およびその直後に実施された審問で、教皇特使はかつてカタリ派の完徳者であったというギヨーム・ド・ソレルから「異端」に関わった人物の名前を聞き出している。^⑮ それに基づいて、容疑のかかった人物が多数召喚され、トゥールーズ司教と教会会議に集まっていた他の高位聖職者によつて調査・尋問が行われたという。この職務は、一二三二／三三年以降、ドミニコ会士の異端審問官であるトゥールーズ出身のピエール・セイラヌスとモンペリエ出身のギヨーム・アルノーによつて引き継がれ、二章で見たような「異端」の追跡が繰り返されることになったのである。^⑯

このように異端審問創設期において、審問官は「異端」に関する情報をさまざまな人物から聞き取り、その証言をもとにさらに多くの他の容疑者を見つけ出していく。そして、異端審問での尋問を経て最終的に判決を下す。異端審問官はそうした供述や判決の情報をもらさず記録として残していた。審問官はこうして蓄積した過去の記録を参照し、体系的に調査を行うようになっていくのである。一四世紀初頭までに、索引の利用や他の審問記録との照合など、審問記録のなかから異端者に関する情報を効率的に引き出す手段がさらに精緻化していくことになる。^⑰

異端審問においては、その創設当初から審問記録の保存・管理への関心がきわめて高かった。たとえば、一二五一年のリル・シュル・ラ・ソルグ教会会議では、召還、恩赦、尋問、告白、供述、誓絶、それにとまなう贖罪、判決、刑罰、その他の異端審問の経過において生じたあらゆることを記録することが決議され、一二五五年のアルビでは、異端審問の記録を二部作成し、別々に保管することが定められている。^⑱ Y・ドッサによると、異端審問の拠点であつたトゥールーズと

カルカソンヌの二都市では、審問記録はアーカイヴにおいて嚴重に保管されていた。ツールーズでは、ツールーズ伯の権力の拠点であったナルボンヌ城近くの異端審問官の住居が保管場所であった。またカルカソンヌでは、審問官の住居に近接したシテの塔に保管されており、塔と住居を結ぶ通路のドアのカギは審問官のみが所持していたという。この背景には、異端審問に対する都市民の反感により文書庫が襲撃され、その結果、関連文書が破棄されるという事例が少なくなかったという事情がある。こうした事態に備えて異端審問側では、文書を二部作成したり、安全な場所に保管したりすることによって、嚴重な文書の管理を行っていたのである。ただし、こうした審問記録は、その後の紆余曲折のなかで紛失したものも多い。このことから、先に確認したリストの人物のうち判決記録との照合がなされていた人物以外についても、現在には伝来していない判決記録をもとに確認がとられていた可能性はきわめて高い。

いずれにせよ、王権は恩赦に際して、かつての「異端者」たちの情報を精査しなおす必要性があった。そして、異端審問官が集めた「異端」情報に信頼を寄せ、「証拠」として採用した。長らく異端審問官によって保存・管理されてきた審問記録は、こうして特許状のリスト作成に際して国王役人によって利用されることになったのである。都市民が赦されるためには、彼らの有罪の判決が記録された「証拠」が必要だったわけである。異端審問官にとって異端追及のための手段である審問記録が、かつて「異端」にかかわった都市民（の相続者）に財産を保証するための「証拠」として用いられる。いったん書かれたモノの意図せざる使われ方の例をここに見て取ることができよう。

- ① E. Roschach, *Inventaire des archives communales antérieures à 1790, Archives municipales de Toulouse, Série A.A. Numéros 1 à 60* (Toulouse, 1891), AA34/3; (URL: <http://www.archives.mairie-toulouse.fr/fonds/inventaire/frame.htm>). (以下「ツールーズ市文書館はAMTと略記」)。ただし、この写本はマンディが利用して以降、いずれかの時点で紛失してしまっており、残念ながら現時点では利用す
- ② J. H. Mundy, *The Repression of Catharism at Toulouse - The Royal Diploma of 1279* (Toronto, 1985).
- ③ Ph. Wolff, *op. cit.*, p. 127. また、W・L・ウェイクフィールドもマンディの教示を受けて「この史料の特徴について注で言及している」。

④ その成果は以下の文献を参照。J. H. Mundy, *op. cit.*, pp. 127-303 ; Id., *Men and Women at Toulouse in the Age of the Cathars* (Toronto, 1990). なお、メンディはリストに挙がった人物について、判明している限りにおいて、異端との関わりはあったが、他の犯罪との関わりはないとしている。

⑤ 彼がアルフォンスの任務にあたっている最初の例は、一二六七年六月のものである。A. Molnier (ed.), *Correspondance administrative d'Alfouse de Poitiers*, 2 vols (Paris, 1894-1900), nos. 159, 162. その後、一二七一年から七四年にはトゥールーズの異端者の相続人に対して起こされた訴訟で国王代理として登場し、一二八一年から九一年にかけてはトゥールーズとバリのバルメンで裁判官をつとめている。HGL, t. 10, nos. 53, 69 ; AMT, AA3/154.

⑥ Archives nationales, Paris, J313/95, 71 の文書には、シル・カムラン、都市、それからトゥールーズのセネシャル管区やウイギエ管区で使用される国王の印章という三種の印章が付されている。

⑦ *Cipientes* とは、国王ルイ九世が一二二九年四月一三／一四日に異端のかどでの財産没収を定めた法であるが (HGL, t. 7, c. 73-74)、この法は王領に向けたもの、とくにボーケール、カルカソンスの両セネシャル管区を対象としたものであり、トゥールーズ伯領ではレーモン七世期はもちろん、アルフォンス・ド・ボワティエのもとでも適用されてはいない。しかし、一二七三年一月には国王書簡で裁判官トマ・ド・パリとフルク・ド・ランに *Cipientes* の強化が指示されるなど、一二七一年の伯領の王領編入後にこの法のこの地への適用が模索されており、実際、一二七二年四月から七四年一月にかけてかつての「異端者」の財産を保有する者たちに対する措置がジル・カムランによつて取られていた。Archives nationales, Paris, KK. 1228, 71 のペチトゥールーズ都市民が関わる訴訟は四件である。

⑧ ユリッソンの「年代記」とリストの照合で一致した人物は以下の通り。Nos. 1, 6, 10, 11, 16, 17, 22, 23, 24, 25, 31, 32, 34, 44, 45, 49, 50, 55, 59, 60, 86, 88, 89, 112, 126, 128, 130, 131, 140, 145, 148, 156, 158, 167, 169, 173, 181, 182, 183, 185, 186, 187, 189, 190, 192, 214, 215, 242, 244, 249, 250, 254, 258.

⑨ Bibliothèque de la ville, Toulouse, MS 609, 71 の史料のオリジナルは紛失しているが、トゥールーズの異端審問官ギヨーム・ベルナルとルノー・ド・シャルトルの命によつて一二五八年一〇月から一二六三年八月の時期にかけてコピーされた写本の断片が現存している。大半の記録は一二四五、四六年のものである。Nos. 11, 17, 23, 29, 34, 38, 69, 80, 81, 85, 120, 130, 131, 133, 153, 159, 185, 186, 190, 191, 215, 216, 219, 220, 233, 240, 243, 261, 262.

⑩ Bibliothèque nationale, Paris, Collection Doat, vol. 21, fols. 145r-183v, Nos. 1, 6, 17, 18, 22, 24, 32, 42, 45, 50, 51, 59, 130, 158-167, 169-190, 192, 212, など。一二七九年のリストに登場しないう残りの一四名のうち、一四名は巡礼の贖罪もしくは財産没収を含まない他の贖罪が科された事例である。また女性七名は終身刑などの有罪判決を受けているが、残すべき「遺産」がなかった可能性が考えられる。いずれにせよ、財産に関わらない事案はリスト化の対象とはならなかったことが推測される。トマ文書に含まれる異端審問記録の概要について、C. Molnier, *L'inquisition dans le midi de la France au XIII^e et au XIV^e siècle : étude sur les sources de son histoire* (Toulouse, 1880), pp. 34-40.

⑪ Bibliothèque nationale, Paris, MS Lat 9992 : C. Douais (ed.), *Documents pour servir à l'histoire de l'inquisition dans le Languedoc*, (Paris, 1900), vol. 2, pp. 1-89, Nos. 34, 94, 97, 196-205, 214-237, 239-252, 257.

^⑫ A・R・フリードランダーは國王役人による異端審問への協同の政策について検討している。A. R. Friedlander, *Les agents du roi face aux crises de l'hérésie en Languedoc, vers 1250-vers 1350. Effacement du Catharisme? (XIIIe-XIVe siècle)*, (Cahiers de Fanleux 20) (Toulouse, 1985), pp. 199-220. つけようとして、当初異端審問を全般的に受け入れ、異端者の土地の没収を通じて王領地を拡大させようという動機に基づいた國王役人の態度が、服属した南フランスの人々と王権の体制との間の緊張を増加させていったという。一八五五年に始まるフィリップ四世の治世には、國王の代理人と異端審問官との距離は次第に開いていく。

^⑬ C. Douais, *op. cit.*, no. 2.

^⑭ C. Douais, *op. cit.*, no. 38.

^⑮ Guillaume de Puylaurens, *Chronique, 1145-1275*, éd. et trad. J. Duvernoy (Paris, 1976), pp. 144-47.

^⑯ ギヨーム・ベリッソンも同様の事情を伝えている。ワイン商のアルノー・ドミニクが、異端者の名前を完全に打ち明けない限り命の保証はないとヴィギエに脅されて、彼が知っている二一名の名前を挙げている。こうして釈放された彼は、しかし後日、就寝中に何者かによって殺害されたという。Pelisson, pp. 66-67.

^⑰ 一四世紀前半のベルナル・ギーの判決記録には、地名リストや都

市別に分類された被告のリストなどの索引がつけられ、欄外には見出しや刑罰の種類、別の審問記録のフォリオ番号などの書き込みがなされている。Bernard Gui, *LS*.

^⑱ J. D. Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio* (Paris, 1901-27), vol. 23, cols. 795-96.

^⑲ Y. Dossat, *op. cit.*, p. 30.

^⑳ Y. Dossat, *op. cit.* このうちカルカソンスのアーカイヴの内容については、一七世紀に作成された目録から窺い知ることができる。全部で一五五点のうち、記録簿が一九点、書冊が五六点、覚書が二三点、巻物が九点、その他一八点という内訳であった。このうち、一三一一四世紀初めの文書は計八二点あり、最も古い記録で一三六六年のものである。

^㉑ なお、王権による恩赦の対象はあくまで財産に関わる事案であり、この特許状によって「異端」の罪自体が問題とされているわけではないことに注意しておこう。また、ここでリストに挙げられた都市民の財産が彼らに戻されるという保証は必ずしもなかったと考えられるというのも、すでに没収された財産が売却され、他の人物の手に渡っている例もあるからである。都市民の嘆願の目的は、自分たちの財産に対するこれ以上の脅威を取り去るという点にあったと考えられる。

第四章 王権——都市関係の構築と記録——統治の技術と交渉の作法

前章で確認したように、王権による特許状には異端審問記録が用いられ、かつて都市民を「異端」として断罪した記録が、数十年を経て今度は都市民を赦すための「証拠」とされることになった。本章では、一三世紀における王権による文書利用のあり方について特徴を整理するとともに、他の嘆願と調査の事例を確認することで、この特許状を一三世紀の王

権―都市関係のなかに位置づけてみたい。

(二) 王権による統治の技術

新たな統治領域となる南フランスは王権にとってきわめて重要な地域であり、そこでの権利や財産の管理に王権はきわめて高い関心を示していた。^①一二七一年にトゥールーズ伯領が王領に編入される際に出された国王の命令書(一二七一年九月三〇日)によると、国王フィリップ三世はセネシャルのギヨーム・ド・コアルドンに対して、伯アルフォンス・ド・ポワティエがビュゼ城に設置した宝物庫を獲得し、その富の実際の価値を調査して目録にまとめることを命じた。^②ギヨームはこの命令を受けて、一月二二日にビュゼ城に赴き、この命令書を示して、同城と宝物庫を差し押さえている。^③このように新たな地域における財産の管理が王権にとって重要な案件であったことがうかがえる。

同じく、王権は被治者が負うべき諸義務に関しても、記録に基づく支配を展開することで体系的な情報の管理を目指した。伯領の王領編入の際に作成された『トゥールーズ伯領の差し押さへ』(*Saisimentum Comitatus Tholosani*)という史料は、新たに王権の統治下に入る地域の貴族や都市代表による王権への誓約が記録されたものである。誠実誓約という儀礼的なコミュニケーションを通じて在地の諸勢力と王権との新たな関係が取り結ばれることになるわけだが、その記録にはトゥールーズ地方の諸都市が王権に負うべき軍役およびアルベルガ *albergas* という宿営税の金納化についての情報も含まれていた(表2)。つまり、これらの誓約の記録集は、王権への忠誠を保証するものであると同時に、被治者が王権に対して負うべき義務の情報を記載した記録としての性格も持ち合わせていたのである。このように王権は、国王の権利を明確にして行政を効率的に展開するために、文書に基づいて被治者に関する情報を体系的に管理する手段を精緻化させていく。^④実際、王権は一三世紀以降、王権の利害に関わる文書の管理に乗り出しており、王権の統治における記録の重要性はさらに増していくことになろう。^⑤

（二）嘆願と調査

このように王権は南フランスにおいて広域的な支配を展開していくが、その過程で国王役人と各地の住民との間にさまざまな軋轢が生まることになった。たとえば、カルカソンヌやベジエでは、国王役人による略奪や権力の濫用に対して住民から数多くの苦情が出されたため、国王ルイ九世が監察使を派遣して、住民の不平について聞き取りの「調査」(*enquête*)を行わせている。^⑥カルカソンヌのセネシャル管区での調査官の手続きは、以下の通りであった。住民からの要求を受け取り、敵対する証人の申し立てを聞いた上で判決を下し、カルカソンヌのセネシャルに執行の書簡を送る。こうして、要求者は国王に反対するその後のすべての行為を放棄することで、要求する土地や権利のすべてあるいは一部を受け取ることになる。ただし、要求が受け入れられない場合もあった。「異端」であるか一二四〇年と四二年の反乱に加担したことが明らかな者は除外されているのである。国王監察使による調査の結果、一二五八年に九四〇件の異端者や逃亡者が除外された上で、一二六二年に財産の返還などに関する一二七件の判決が下されている。^⑧

ここで興味深いのは、除外する際の基準である。一二五九年四月の国王書簡によれば、「異端」かどうかの判断は、「異端」の嫌疑だけでは不十分であり、その者が逃亡しているか、あるいは異端審問の最終的な判決がなければならないという。つまり、異端審問記録とりわけ判決記録が「異端」の「証拠」と見なされているのである。^⑨前章で検討してきた事例は、こうした嘆願と調査という一三世紀半ば以降の南フランスで広く見られた手段のひとつとして捉えることができよう。トゥールーズに話を戻そう。一二七九年の嘆願以外にも、トゥールーズはじつにさまざまな機会に伯／王権に対して陳情を繰り返してきた。たとえば、一二六五年ごろにコンシユル二人と評議会のメンバー二人が伯に対して「トゥールーズ都市民の諸条項」(*Articuli civium Tolosanorum*)を提出している。^⑩これは、トゥールーズの慣行を簡条書きにした嘆願書である。都市の「慣習」を維持してほしいとのコンシユルによる主張はその後も続き、その結果フィリップ三世治世の一

表2 トゥールーズ地方の諸都市の軍役と饗応義務の記録
(1271年11月2日～11月25日)
(『トゥールーズ伯領の差し押さえ』*Saisimentum Comitatus Tholosani*)

no.	誓約者	都市	exercitum	alberga の金納	*1	*2	*3	*4	*5	*6
10	コンシュル	Verdun	*							
12	コンシュル	Merville	*	100s. thol.			*			
13	コンシュル	Finhan	*	20 sol. thol.	*					
14	コンシュル	Aucamville 1er	*	100 solidos tholosanorum				*		
15	コンシュル	Aucamville 2e								
16	コンシュル	Grisolles	*							
17	コンシュル	Saint-Rustice	*							
18	コンシュル	Ondes 1er	*	70 s. thol.		*				
19	コンシュル	Bescens	*	20 s.			*			
20	コンシュル	Raissac	*	20 s. thol.			*			
21	コンシュル	la Motte								
22	コンシュル	Montbartier	*	20 s. thol.			*			
23	コンシュル	du Bousquet		12 s. thol.			*			
24	コンシュル	Dieupentale	*							
25	コンシュル	Ondes 2e								
26	コンシュル	du Burgaud	*	100 s. thol.		*				
27	コンシュル	Cadours	*	70 s. thol.			*			
29	コンシュル	Beaupuy	*	100 s. thol.			*			
30	コンシュル	Castelnau-d'Estré tefonds	*	150 s. thol.			*			
31	コンシュル	Villeneuve	*	50 s. thol.			*			
32	コンシュル	Bourret	*							
33	コンシュル	Cordes-Tolosannes	*							
34	コンシュル	Castelsarrasin	*							
35	コンシュル	Saint-Porquier	*							
36	コンシュル	Castelmayran	*							
37	コンシュル	des Barthes	*	*					*	
38	コンシュル	Gandalou	*							
40	コンシュル	Angeville								
43	コンシュル	Castelferrus	*							
44	コンシュル	Montbeton	*							
45	コンシュル	Roncejac	*							
46	コンシュル	Labastide-du-Temple	*							
47	コンシュル	Gariés	*	40 s. thol.		*				
48	コンシュル	Pénemville	*	23 s. thol.						*
49	コンシュル	Sérignac	*	100 et 10 s. thol.			*			*
50	コンシュル	Vigueron	*							
51	コンシュル	du Causé	*	50 s. thol.			*			
52	コンシュル	Brignemont	*	50 s. thol.			*			
53	コンシュル	Mas-Grenier	*							
54	コンシュル	Bouillac	*	5 s. thol.			*			*
55	コンシュル	Faudoas	*	25 s. thol.			*			*
56	コンシュル	Goas	*	5 s. thol.			*			*
57	コンシュル	Laréole	*	3 s. thol.			*			*
58	コンシュル	Lacourt	*	50 s. cat[urcensis?].		*				
59	コンシュル	Beauville	*	5 s. thol.			*			*
60	コンシュル	Montech	*	10 li. thol.			*			
61	コンシュル	Couture	*							
62	コンシュル	Sarrant	*	100 s. thol.						*
63	コンシュル	Ardizas	*	15 s. 6 d. tur. [*thol.の誤り]	*		*			*
64	コンシュル	Drudas	*	30 s. thol.			*			*
65	コンシュル	Lévignac	*	20 s. thol.			*			*
66	コンシュル	Escazeaux	*	25 s. thol.			*			*
67	コンシュル	Brivecastel	*	25 s. thol.			*			*
68	コンシュル	Lagraulet	*	50 s. thol.			*			*
69	コンシュル	Fronton		100 s. thol.			*			
70	コンシュル	Villemur	*	20 li. Thol.		*				
72	コンシュル	Buzet	*		*					
74	コンシュル	Castelnaudary	*							

*1 alberga

*2 alberga annuatim

*3 alberga (in festo Omnium Sanctorum)

*4 alberga (in festo Natalis Domini)

*5 albergam annuam 2 militum et 2 equarum

*6 pro amparantia et alberga

二八三年に認可され、一二八六年に発布される『トゥールーズ慣習法』（*Consuetudines Tholose*）へと結実することになった。^①全部で一六〇条項からなる『トゥールーズ慣習法』は、トゥールーズ都市民の法的状態を明文化した慣習法書であるが、その作成に際しては、都市がイニシャティヴをとっており、コンシユルは都市の諸慣習を整理・分類し、伯／王権にその確認要求を繰り返し返していく。こうした都市による統治者への嘆願の積み重ねのなかで『トゥールーズ慣習法』は実現したものと言える。^②都市は王権による統治の開始という状況の変化にただ受動的に対応していただけではない。都市は交渉や嘆願などさまざまな回路を通じて諸権限の保持を要求し、王権との間に着地点を見出そうとしてきたのである。前章で確認してきた一二七九年の嘆願とその結果としての特許状は、まさにそうした動きの一環であり、都市ツールーズが王権に対して数々なしてきた関係調整の試みの結果のひとつなのである。

- ① J・ストレイヤーによれば、一二九〇年代のカルカソンヌ、ボーケール、ツールーズのセネシャル管区の一年の総収益は、バリ貨でおよそ八四、〇〇〇リールであった。その当時の王国全土の総収入はおおよそバリ貨で四五〇、〇〇〇リールとされていることから、この新しい領地はじつに全体の二割弱の収益を生み出していたことになる。J.R. Strayer, *Normandy and Languedoc*, in: *Medieval Statecraft and the Perspectives of History* (Princeton, N.J., 1971), pp. 46-47.
- ② Y. Dossat (ed.), *Saisimentum Comitatus Tholosani* (Paris, 1966), *Pièces Annexes*, no. 124.
- ③ *Ibid.*, no. 73.
- ④ 拙稿「十三世紀南フランスにおける誓約と文書——統治者と都市との関係構築の諸相——」今谷明編『王権と都市』（思文閣出版、二〇〇八年）、二四九—八五頁。
- ⑤ 岡崎敦「中世末期フランス王の文書管理——「文書の宝物庫」をめぐる——」『史淵』一四三、二〇〇六年、四三—八三頁。
- ⑥ J.R. Strayer, *La conscience du roi : les enquêtes de 1258-1262 dans la sénéchaussée de Carcassonne-Béziers*, dans : *Mélanges Roger Aubenas* (Montpellier, 1974), pp. 725-736 ; G. Sivery, *Le mécontentement dans le royaume de France et les enquêtes de Saint Louis*, *Revue historique*, 269 (1983), pp. 3-24. 向井、前掲論文。
- ⑦ L. Delisle, (ed.), *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, t. 24 (Paris, 1904), pp. 545-614.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 619-91. たぐべつ [Raymundus Babonus の妻 Marquesia は、彼女の母 Guilhelma Recorda のものである財産および権利を彼女に返還するよう嘆願した。……これらの財については、当時のセネシャル Johannes de Friscampis が同母の息子 G. Segitt が異端であった状況の下で同母から財を不当に略奪し、あたかも（自身が）相続人であるかのようにそれを要求したものである。我々はかかる嘆願を吟味した上ず……」*Ibid.*, p. 628, no. 10.
- ⑨ J.R. Strayer, *op. cit.*, p. 728. なお、このとき監察使は要求者に概ね

好意的な決定を下していたようである。判決に名前が挙がっている一四五名の個人のうち、ほぼ完全に好意的な判決が七五名、部分的に好意的な判決が三三名と、否定的な判決が下された三三名を大きく上回っている。とは言え、監察使は、入念に証言を検討し、国王の権限を弱める可能性のあることは一切行っていないという。

⑩ *HCL.*, t. 8, no. 515.

⑪ H. Gilles (ed.), *Les coutumes de Toulouse (1286) et leur premier commentaire (1296)* (Toulouse, 1969).

おわりに

本稿は、異端審問と王権という二つの新しい権力に遭遇した都市トゥールーズを対象として、「異端」問題が都市を取り巻く社会状況のなかでどのように扱われてきたかを探ってきた。その際、本稿が注目したのは、テクストの参照あるいは「証拠」としての記録の利用といった一三世紀における実践的な文書利用のあり方であった。異端審問官は「異端」に関する情報をさまざまな人物から聞き取り、その証言をもとにさらに多くの容疑者を割り出していく。彼らの供述や判決の情報はもろさず記録として残され、こうして蓄積された過去の記録が参照される。異端審問官は「異端」追及の手段として「調査」のための文書利用のシステムを精緻化させていくのである。一方で、王権も被治者の体系的な把握のため、文書の作成・利用の技術を発展させ、国王の権利を明確にして行政を効率的に行うために、文書に基づいた広域的な支配を展開していた。本稿が取り上げた一二七九年の特許状の発給は、このような王権・異端審問による文書利用の実践のものとで実現されたものであった。異端審問官が「異端」追及とその断罪のために残した判決記録が、数十年を経て今度は都市民を赦すための「証拠」として国王役人によって利用される。この事例は、王権・異端審問と都市とが書かれた記録を媒体として取り結んでいく関係の一端を示すものであり、一三世紀という文書利用が進展する時期に特有の関係構築のあ

⑫ 拙稿「中世フランス王権による南仏支配と慣習法——『トゥールーズ慣習法』の承認をめぐる——」『洛北史学』五号、二〇〇三年、五二・七六頁。また『トゥールーズ慣習法』に関しては、法制史の立場からの以下の文献も参照。藪本将典「*Voluntas domini regis in suo regno facit ius* : 『トゥールーズ慣習法』に見るカペー朝南仏支配の実相——慣習法を媒介とする立法絶対主義の確立」『法学政治学論究』七三・二〇〇七年、七七一〇八頁。

り方として注目に値するものであろう。

ところで都市トゥールーズは一二世紀後半以来、都市の公証人を擁し、独自の文書作成・管理を実践してきた。こうした都市民の文書理解のあり方は、一三世紀半ばの王権の進出とともに徐々に変容を蒙ることにはなるのだが、いずれにせよ、都市民が文書の役割について相応の認識をもっていたことは確かである。^①一二七九年に嘆願を行なったトゥールーズの都市民は、異端審問官が作成した供述記録や判決記録の保管状況も、王権への嘆願が認められるには過去の「異端」問題についての「証拠」が必要とされることも、おそらく分かっていた上で行動していたはずである。それぞれの局面で利用できる交渉のツールを駆使して要求を繰り返す都市民のしたたかさをここに読み取ることもできよう。

一三世紀初頭、アルビジョワ十字軍で徹底的な抗戦の中心となった都市トゥールーズは、およそ一世紀を経た一四世紀初頭には王政のなかの「良き都市 *bonne ville*」へと姿を変える。一三世紀のフランス王権が集権的な国家体制を整えていくなかで、都市は国家機構の中間団体へと組み込まれていくことになる。たしかに一三世紀半ば以降、国王統治の開始にともなって都市の「自治」への介入は行われる。しかし、都市は決して受身の存在であつたわけではなく、変化していく状況のなかで臨機応変に対応しながら王権との関係を積極的に築いていく。一三世紀における王権―都市関係はこうしてそれぞれの局面で更新されていくものである。

① 拙稿「中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレールの編纂と都市

の法文化」『史林』九〇巻二号（二〇〇七年）、三〇―六二頁。

（京都大学大学院文学研究科 教務補佐）

such as the Sanjō Ōji (third avenue) leading to Yoko Ōji, the Higashi Nibō Ōji (eastern second avenue) leading to Nakatsu-michi, and Nishi Nibō Ōji (western second avenue) leading to Shimotsu-michi. The Fujiwara Capital was a geometrically designed artificial city in which the palace was positioned at the center from which the city area stretched outward in concentric square pattern.

Emperor Jitō moved the imperial residence from the Asuka Kiyomihara Palace to the Fujiwara Palace on the 6th day of the twelfth month the year corresponding to 694. This was a revolutionary event in the urban history of Japan, since the Fujiwara Capital was the first example of a planned city involving an imperial palace. The emergence of the Fujiwara Capital changed the traditional setting of palace and city, and served as a model for subsequent capitals in this country.

Furthermore, this study suggests that the construction of this unprecedented capital and the setting of the city grid were achieved rapidly in order to make use of the grid that had been used for paddy fields.

Repression of Heresy and the Use of the Written Documents in Thirteenth-Century Toulouse: The Relationship between the City, Royal Power and the Inquisition

by

ZUSHI Nobutada

This paper aims to explore the relationship between municipal officials and royal and ecclesiastical representatives in thirteenth-century Toulouse over the problems of heresy. After the Albigensian Crusade had ended in the 1220s, the Dominican friars were sent by the pope into the city of Toulouse to identify, prosecute, and punish heretics and their sympathizers in its neighboring region. And at the same time, the French royal government was engaged in solidifying its authority in Languedoc, and the Capetian dominions further expanded to include the count of Toulouse in 1271. My study investigates how the *organization* of the papal inquisition and the integration of Toulouse into the Capetian kingdom influenced the

inhabitants of Toulouse in a context of the repression of heresy. Emphasis is placed on the role of written documents and the use of the technologies of writing and document preservation as a part of the art of governance, for the governors of medieval Europe shifted from traditional ways based on human memory, toward systems that extensively utilized writing as a way of creating a perpetual memory of their activities around the thirteenth century.

The inquisition in Languedoc was organized in the 1230s in response to growing religious movements, in particular the 'Cathars'. In the early years of the inquisition, the resistance by townspeople produced a number of violent assaults on the inquisitors and their agents. In Toulouse, there were spectacular confrontations between inquisitors and citizens, which were vividly described by the Dominican Guillaume Pelhisson, an eyewitness to and participant in some of the events. The Dominican friars and inquisitors encountered formidable resistance by the citizens. The city's elected officials (the consuls) expelled first the inquisitor Guillaume Arnaud on 15 October 1235, and then the entire Dominican convent in the first week of November 1235. They were not able to return until August 1236, ten months later. But once the rebellions of the 1240s in Languedoc had been put down and the castles of Montségur and Quéribus captured, evidence of open opposition to the inquisitors becomes relatively rare. The inquisitors continued their activities to root heresy out of the region, which would increase the inquisitorial records hereafter.

Meanwhile there were resistance and negotiations between the consuls of Toulouse and royal officials. The consuls negotiated many of the demands placed upon them by the Capetian princes in the latter half of the thirteenth century, i.e. Count Alphonse of Poitiers, and his successor, King Philip III. This paper especially explores a royal diploma issued by Philip III in August 1279, which listed 278 male and female citizens of Toulouse whose property had been confiscated for heresy. Originally, on 20 March 1279, a group of 120 citizens, either representing absent members of their own families or acting as tutors and guardians of other persons, had met together with the royal representatives and petitioned the king for amnesty. Although further information about these negotiations is scanty, the king issued the diploma in August 1279, and under this amnesty the property was to be returned to the citizens or their heirs. At any rate the diploma finally removed the threat of property confiscation for past heresy. The list of condemned persons in this amnesty is studied in some detail here. I argue that the way the royal

officials wrote down this list indicates the royal representatives were apparently able to consult some inquisitorial records, which were kept in the inquisitorial archives. Documents that were once produced and preserved by the inquisitors to condemn heretics were then admitted as evidence by the king to save the past heretics or their heirs.

In fact, the preservation and protection of the records was a major concern not only of the inquisitors but of the royal government. When townspeople in Languedoc who were discontented with the abusive exercise of power by the royal agents petitioned the king, the petitions were accompanied by inquiries. And the inquiries connected with heretical issues were based on the inquisitorial documents kept by the inquisitors. Thus the relationship of the city of Toulouse with the royal authority was negotiated and constructed on the basis of evidential documents.

Forts, Town Walls and a '*Steen logie*':
Changing Port Towns on the Coromandel Coast, 1606-1707

by

WADA Ikuko

Port towns on the Coromandel Coast generally had no strong defensive structures like fortresses or town walls before the establishment of the European traders and trading companies were formed. At the beginning of the seventeenth century, however, the Dutch East India Company (VOC) built a European style fort named Geldria at Pulicat, once the most prosperous port town on the Coast. The purpose of this study is to examine the changes observed at the Coromandel port towns for a century thereafter. Here, I mainly focus on the process of constructing forts, town walls and a factory built of stone at Pulicat, Madras and Masulipatnam, the three port towns where the English East India Company (EIC) and/or the VOC had their factories in the seventeenth and eighteenth centuries.

The first part of this study surveys the existing studies on the patterns and categories of the towns or urban centres in the pre-modern South India. Then it demonstrates the characteristics of the Coromandel port towns in